令和3年度実施 大学機関別認証評価 評 価 報 告 書

# 上越教育大学

令和4年3月

独立行政法人大学改革支援·学位授与機構

独立行政》	法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について・・	i
I 認証語	評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ⅱ 基準、	ごとの評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準(1-1~1-3) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
領域 2	内部質保証に関する基準 $(2-1\sim2-5)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準(3-1~3-6)・・・・	8
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準(4-1~4-2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
領域 5	学生の受入に関する基準 (5-1~5-3) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準 $(6-1\sim6-8)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

- 付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧
- 付録2 根拠資料一覧
- 付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について

自己評価書

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

#### 1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

#### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価(以下「大学機関別認証評価」という。)の目的は以下のとおりです。

- 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

#### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会(以下「評価委員会」という。)の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を 評価担当者として配置しました。

#### 3 評価プロセスの概要

- ※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。
- ※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。
- (1) 大学における自己評価 各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### (2)機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認(書面調査)並びに訪問による実地調査(訪問調査)を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書(大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。)の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

(1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方 法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等につい て説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

(2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

#### ○ 国立大学(43大学)

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。
- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。
  - ※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年

7月 書面調査の実施

8月 評価部会の開催 (書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び

訪問調査での役割分担の決定)

10月~12月 訪問調査の実施(書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状

況を調査)

12月~1月 評価部会の開催 (評価結果 (原案) の作成)

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果(案)を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果(案)に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の 評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

#### 6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

#### 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価評価報告書」として、ウェブサイト (https://www.niad.ac.jp/) への掲載等により、広く社会に公表します。

#### 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員(令和4年3月現在)

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール オックスフォード大学日本事務所代表

及川良一 大学入試センター参与

片 峰 茂 長崎市立病院機構理事長

片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員

川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長

近藤倫明 北九州市立大学特任教授

里 見 進 日本学術振興会理事長

清 水 一 彦 山梨大学理事・副学長

鈴 木 志津枝 兵庫医療大学副学長・看護学部教授

高 島 忠 義 愛知県立大学名誉教授

高 田 邦 昭 群馬県公立大学法人理事長

土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長

西 尾 章治郎 大阪大学総長

◎ 濱 田 純 一 国土緑化推進機構理事長

○ 日比谷 潤 子 学校法人聖心女子学院常務理事

前 田 早 苗 千葉大学教授

松 本 美 奈 Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授

山 内 進 松山大学教授

山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事

山 本 健 慈 国立大学協会参与

吉 田 文 早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

## (2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

片峰茂長崎市立病院機構理事長

川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長

清 水 一 彦 山梨大学理事・副学長

高 田 邦 昭 群馬県公立大学法人理事長

◎ 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長

○ 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授

山 内 進 松山大学教授

山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

#### (3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

#### (第1部会)

阿波賀 邦 夫 名古屋大学教授

井 関 尚 一 公立小松大学教授

石 井 徹 哉 大学改革支援·学位授与機構教授

井 上 美沙子 大妻女子大学理事・名誉教授

岩 坂 直 人 東京海洋大学教授

大久保 功 子 東京医科歯科大学教授

小 内 透 札幌国際大学特任教授

片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員

岸 本 喜久雄 東京工業大学名誉教授

下條文武 新潟薬科大学長

○ 近藤倫明 北九州市立大学特任教授

齋 藤 一 弥 筑波大学教授

佐藤信行 中央大学教授

佐藤裕之 弘前大学教授

下 田 憲 雄 大分大学学長特命補佐

生源寺 眞一 福島大学教授

白 石 小百合 横浜市立大学教授

高 倉 喜 信 京都大学副学長

竹 内 啓 博 公認会計士、税理士

谷 口 功 国立高等専門学校機構理事長

土 屋 俊 大学改革支援·学位授与機構研究開発部長

寺 澤 良 雄 公認会計士

徳 久 剛 史 千葉大学名誉教授

戸田山 和 久 名古屋大学教授

西 尾 章治郎 大阪大学総長

西 原 達 次 九州歯科大学理事長・学長

西村伸一 岡山大学教授

野 口 哲 子 奈良先端科学技術大学院大学理事

長谷部 勇 一 横浜国立大学名誉教授

花 泉 修 群馬大学教授

光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授

三 矢 麻理子 公認会計士 ⑤ 山 内 進 松山大学教授

山 岡 洋 桜美林大学教授

山極壽 一 人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長

山 口 佳 三 京都大学監事

#### (第2部会)

石 井 徹 哉 大学改革支援・学位授与機構教授

市 川 元 基 信州大学副学長

伊 東 幸 宏 浜松地域イノベーション推進機構フォトンバレーセンター長

岩 渕 明 岩手県工業技術センター顧問

大 城 肇 琉球大学特別顧問

片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員

木 部 暢 子 人間文化研究機構国立国語研究所特任教授

小 山 清 人 山形大学名誉教授

清 水 美 憲 筑波大学教授

鈴 木 志津枝 兵庫医療大学副学長·看護学部教授

○ 高 島 忠 義 愛知県立大学名誉教授

◎ 高 田 邦 昭 群馬県公立大学法人理事長

竹 内 啓 博 公認会計士、税理士

田 島 節 子 大阪大学名誉教授

土 川 覚 名古屋大学教授

土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長

寺 澤 良 雄 公認会計士

野 田 泰 子 自治医科大学教授 前 田 芳 實 鹿児島大学名誉教授

三 矢 麻理子 公認会計士

湯 川 嘉津美 上智大学教授

横 田 光 広 宮崎大学教授

横 山 清 子 名古屋市立大学副学長

米 村 千 代 千葉大学教授

#### (第3部会)

浅 田 尚 紀 奈良県立大学長

安 倍 博 福井大学教授

石 川 照 子 大妻女子大学教授

上江洲 一 也 北九州市立大学教授

◎ 片 峰 茂 長崎市立病院機構理事長

片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員

佐々木 徹 郎 愛知教育大学特別教授

佐藤 敬 青森中央学院大学長

塩 田 浩 平 京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授

田 邊 政 裕 千葉大学名誉教授

玉 木 長 良 京都府立医科大学特任教授

土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長

戸田山 和 久 名古屋大学教授

平 塚 浩 士 群馬大学顧問

藤 田 佐 和 高知県立大学教授

藤本眞一大和橿原病院名誉院長

前 田 健 康 新潟大学教授

三 矢 麻理子 公認会計士

○ 山 本 健 慈 国立大学協会参与

吉 澤 結 子 秋田県立大学理事・副学長

## (第4部会)

東 信 彦 大学入試センター監事

石 田 朋 靖 高崎健康福祉大学副学長

 鵜 飼 裕 之
 愛知東邦大学長

 尾 家 祐 二
 九州工業大学長

大 野 弘 幸 日本学術振興会学術システム研究センター所長

片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員

佐藤之彦 千葉大学教授

竹 内 俊 郎 東京海洋大学名誉教授

竹 内 啓 博 公認会計士、税理士

棚橋健治広島大学副学長

土屋

佐

大学改革支援・学位授与機構研究開発部長

○ 中 島 恭 一 富山国際大学顧問

原 田 信 志 熊本大学名誉教授

深 見 公 雄 放送大学高知学習センター所長

松 原 仁 東京大学教授

光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授

◎ 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事

横 矢 直 和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

#### (第5部会)

明 石 要 一 千葉敬愛短期大学長

位 田隆 一 滋賀大学長

○ 稲 垣 卓 福山市立大学名誉教授

岩 崎 久美子 放送大学教授

大 谷 順 熊本大学理事・副学長

片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員

加藤映子 大阪女学院大学長

上 井 喜 彦 福島大学監事

後 藤 ひとみ 愛知教育大学特別教授

◎ 清 水 一 彦 山梨大学理事・副学長

下 田 憲 雄 大分大学学長特命補佐

蛇 穴 治 夫 北海道教育大学長

髙 梨 泰 彦 京都産業大学教授

土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長

寺 澤 良 雄 公認会計士

長 尾 彰 夫 大阪教育大学名誉教授

山 下 一 夫 鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

#### (4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長

浅 野 茂 山形大学教授

小 湊 卓 夫 九州大学准教授

渋 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授

嶌 田 敏 行 茨城大学教授

末 次 剛健志 有明工業高等専門学校総務課長

高 橋 哲 也 大阪府立大学副学長(統括)

土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長

新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事

林 隆 之 政策研究大学院大学教授

前 田 早 苗 千葉大学教授

# 森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長

# 2. 評価結果について

#### 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

#### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

#### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「III 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

# I 認証評価結果

上越教育大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

# 【判断の理由】

大学評価基準を構成する27の基準をすべて満たしている。

# (第三者による評価結果の活用について)

基準6-1から6-8までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、学校教育研究科専門職学位課程について、直近の分野別認証評価の結果をもって各基準の自己評価に代えている。また、同専門職学位課程を含め、学校教育学部、学校教育研究科について、必要に応じて国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価(4年目終了時)の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域6の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

#### (新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる 状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めた ところ、付録3のとおり取り組んでいることを認めた。

# Ⅱ 基準ごとの評価

# 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

# 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学部及び1研究科を置いている。 「学士課程]

- · 学校教育学部(1学科:初等教員養成課程) 「大学院課程」
- ・学校教育研究科(修士課程1専攻:学校教育専攻、専門職学位課程1専攻:教育実践高度化専攻)

平成 28 年度に、学校教育研究科の課程・専攻別の入学定員を改定している。また、令和元年度に、学校現場における諸活動を重視した実習と理論的探究により修得される高度な教育実践力を養成するとともに、複雑かつ多岐にわたる現代的教育課題に対応できる高度専門職業人を養成するため、専門職学位課程(教職大学院)と修士課程の機能の見直しを図り、教育実践力を基盤とし、両課程の専門的な特性を活かした教育組織を構築することを目的として学校教育研究科の構成を変更している。

#### 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

#### 【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。

# 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

教員は、学校教育研究科学校教育学系、学校教育研究科臨床・健康教育学系、学校教育研究科人 文・社会教育学系、学校教育研究科自然・生活教育学系、学校教育研究科芸術・体育教育学系に所 属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育組織に係る責任者として、各専攻に専攻長、各コースにコース長、各領域に領域長を置き、 教員組織の学系と組織的連携を図っている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会を置いている。教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

教授会は、令和2年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

また、教授会の所掌事項を専門的に調査、検討する専門委員会として、教員選考委員会、配分予 算検討委員会、教務委員会、教育実習委員会、学校実習委員会、ファカルティ・ディベロップメン ト委員会、学生委員会、就職委員会、入学試験委員会を設置している。

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事1人、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長1人、学長が指名した教授若干人、学長が指名した事務系職員若干人から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和2年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

大学改革推進委員会は、理事(非常勤を除く。)、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、事務局長、学長が指名した教授又は准教授(講師及び助教を含む。)、その他学長が指名した者若干人から構成され、教育及び研究等の基本方針に関する事項、教育組織に関する事項、研究組織及び教員の配置に関する事項、その他改革の推進に関して必要な事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

大学教員人材評価委員会は、学長が指名した理事、学長が指名した副学長、学系長、専攻長、その他学長が指名した者若干人から構成され、教員評価に関する基本方針に関する事項、教員評価基準(評価項目)に関する事項、教員評価方法及び実施に関する事項、その他学長が必要と認めた事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

大学教員学校現場研修委員会は、学長が指名した副学長、学長が指名した教授又は准教授(講師及び助教を含む。)、附属学校副校長(副園長を含む。)、事務局長、その他学長が指名した者若干人から構成され、学校現場研修の計画の立案に関する事項、学校現場研修の運営・実施・点検に関する事項、その他学長が必要と認めた事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

カリキュラム企画運営会議は、学長が指名した副学長、教務委員会委員長、教育実習委員会委員長、学校教育専攻の各 ステクリングスクトを受ける。)、学校教育専攻の各 スースのコース長(ただし、当該コースの領域又は分野群に領域長又は分野群代表が置かれている場合は、コース長に代えて当該領域長又は分野群代表を委員とする。)、教育実践高度化専攻の各 スースのコース長(ただし、当該コースの領域に領域長が置かれている場合は、コース長に代えて当該領域長を委員とする。)、学校教育実践研究センター長、国際交流推進センター長、学校実習・ボランティア支援室長、教育支援課長、学校実習課長、その他学長が指名した者若干人から構成され、教育課程の編成等に関する事項、その他教育課程に関し必要な事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

学術研究委員会は、学長が指名した副学長、附属図書館長、学校教育実践研究センター長、情報 メディア教育支援センター長、学系長、コース長、その他学長が指名した者若干人から構成され、 学術研究等の推進に関する事項、教員の研究状況及び成果の把握に関する事項、研究に係る目標等 への取組の統括に関する事項、国内の研究者及び大学等との交流に関する事項、その他学長が必要 と認めた事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

# 領域2 内部質保証に関する基準

# 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

副学長(評価担当)を統括責任者とし、副学長(評価担当)を自己点検・評価の責任者、部局等の長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は大学評価委員会であり、その役割分担は自己点検・評価規則及び大学評価委員会規程に明確に定めている。中核的な審議機関である大学評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある、学長が指名した副学長、学校教育実践研究センター長、各学系及び専攻から選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。)各1人、学長が指名した附属学校長、事務局長、その他学長が指名した者若干人によって構成している。

教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制が、学校教育学部において、学長が、大学院学校教育研究科においては、学校教育研究科長(学長)が責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、副学長(施設安全担当)を責任者として施設安全・環境委員会が、情報設備については、情報メディア教育支援センター長を責任者として情報メディア教育支援センターが、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。なお、その役割分担については、自己評価書提出時には十分に明文化されていなかったが、令和3年11月までに各委員会の設置規則等を改正して定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、副学長を責任者とした総合学生支援室と副学長(学生支援担当)を責任者とした学生委員会が、学生の就職支援については、副学長(就職支援担当)を責任者として就職委員会が、留学生の支援については、国際交流推進センター長を責任者として国際交流推進センター運営委員会留学生支援専門部会が、質保証を行っている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、副学長(入試担当)を責任者として入学試験委員会が、入学者 選抜方法等の策定、実施、検証については、副学長(入試担当)を責任者として入学試験委員会が、 質保証を行っている。なお、その役割分担については、自己評価書提出時には十分に明文化されて いなかったが、令和3年11月までに、各委員会の設置規則等を改正して定めている。

#### 基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2−2を満たしている。

# 【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、自己点検・評価実施要項に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを自己 点検・評価実施要項に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、自己点検・評価実施要項に定めている。 関係者(学生、卒業(修了)生等)からの意見聴取については、学生による授業評価実施要項や、 大学院学校教育研究科修了生等を対象とした教育の成果・効果に関する調査実施方針等を定め、定 期的に実施することとしている。加えて、教職大学院修了生フォローアップセミナー、新潟県教育 委員会及び新潟市教育委員会との連携推進協議会の実施により、意見を聴取する仕組みを設けている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する 手順は、すべての場合について、自己点検・評価規則に定めている。

# 基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

# 【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和3年11月までに内部質保証体制を明文化して規定して いる。

# 基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての 適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学改革推進委員会が、教育及び研究等の機能強化を推進するために、その改革・改善案を策定することと定められており、教育研究組織の重要な改編等については同委員会が審議したのち、役員会等において承認されることとされている。令和元年度の大学院組織の改編についても、この手順に従って審議、決定されている。

#### 基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらに

# その維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

# 【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等に当たって、大学教員の人事方針、教員選考基準規程、教員選考手続細則、 教員選考委員会規程、特任教員の資格審査の基準等を定め、人格、識見、研究並びに教育の能力及 び業績、経歴、学界並びに社会における活動、健康状態等を総合的に評価して、別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。

大学教員人材評価実施要項、年俸制適用職員の業績評価等に関する要項及び教員表彰実施要項を 策定し、別紙様式2-5-2のとおり、教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価 を継続的に実施している。

大学教員人材評価実施要項、年俸制適用職員の業績評価等に関する要項及び教員表彰実施要項に 基づき、月給制教員の勤勉手当や昇給等への反映、年俸制教員の基本給の改定に反映している。ま た、特に顕著な貢献があった者に対しては、学長が最終評価者となって作成する人材評価記録書を 参考に、教員表彰委員会で選考を行い、表彰している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、授業公開、ファカルティ・ ディベロップメント講演会、ファカルティ・ディベロップメント研修会等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員を教育支援課や学校実習課、学生支援課に、教育活動の支援や補助等を行う職員を教育支援課及び学校実習課に、図書館の業務に従事する職員を学術情報課に配置し、また、小学校での理科指導科目の補助として、教育補佐員(サイエンス・パフォーマンス・アドバイザー)も配置し、活用している。また、学校教育学部にはTA及びティーチング・サポーターを、学校教育研究科にはTAを配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、他機関が主催するセミナーや研究会、ワークショップ等に派遣し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。TAに対しては、ファカルティ・ディベロップメント研修会の一部に対象学生を参加させ、基本的な指導を行っている。

# 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書 及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

## 基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3−2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、 経営協議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、上越教育大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名した理事2人、学長が指名した副学長1人、学長が指名した職員2人、役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ高い識見を有するもののうちから、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者若干人により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

さらに、准教授を含めた議論や情報共有等のために学長補佐を10人置いている。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについては規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護及びハラスメント防止は総務課、安全保障輸出管理、生命倫理及び動物実験は研究連携課が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正 行為防止、学生危機対応があり、それらについては規定し、責任・実施体制を整備している。防火・ 防災は総務課、情報セキュリティは情報メディア教育支援センター、研究費等不正使用、研究活動 に係る不正行為防止は財務課及び研究連携課、学生危機対応は総務課及び学生支援課が責任部署と なっている。

#### 基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則、事務局事務分掌細則等に基づき、事務組織を設置している。 別紙様式3-3-1のとおり、常勤102人、非常勤57人を配置している。

# 基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3-4を満たしている。

# 【評価結果の根拠・理由】

別紙様式3-4-1のとおり、教員及び事務職員等がハラスメント等人権侵害対策委員会、大学 評価委員会、施設安全・環境委員会、男女共同参画推進委員会等の構成員として協働して意思決定 に参与している。

事務局長や担当課の課長のみならず、教育研究評議会や男女共同参画推進委員会については、若 干人の事務系職員を含めて構成することを明示している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式3-4-2のとおり、上越教育大学大学職員SD研修(48人参加)、研究活動の不正行為防止及び研究費の不正使用の防止研修(323人参加)、情報セキュリティオンデマンド講習(196人参加)等を実施している。

# 基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3-5を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人(常勤1人、非常勤1人)を置いている。監事は、監事監査 規則に基づき、監査計画を作成の上、書面監査及び実地監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び 経営効率の向上を図り業務監査及び財務会計監査を行っている。監査室長は、監査実施計画を作成 し、監査終了後は、監査結果報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、会計監査人監査計画説明会や期末監査結果報告会を開催し、監 査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

# 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準3-6を満たしている。

# 【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式3-6-1のとおり公表している。なお、法令等が公表を求める事項のうち、教員が有する学位については、自己評価書提出時点には公表が十分ではなかったが、令和3年10月までに適切に公表している。

また、法令等が公表を求める事項ではないが、文部科学省に提出した設置計画履行状況報告書等をウェブサイト上に公表している。

# 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準4-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

山屋敷地区キャンパス(上越市山屋敷町)、西城地区キャンパス(同市西城町)、本城地区キャンパス(同市本城町)の3キャンパスを有し、その校地面積は計319,362 ㎡、校舎等の施設面積は計32,928 ㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

学部生及び大学院生の大半が取得する教員免許種に対応した実習施設として、附属幼稚園、附属 小学校、附属中学校を設置している。

別紙様式4-1-3のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、エレベーター、スロープ、手すり、バリアフリートイレを設置するなどしている。安全防犯面については、外灯を設置し、さらに今後の増強を計画している。

ICT環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。特に、令和3年12月までには、人文棟及び自然棟の高層階のネットワーク環境が改善されている。

附属図書館については、山屋敷地区キャンパス内に設置しており、延面積  $3,121\,\mathrm{m}^2$ 、閲覧座席数は  $290\,\mathrm{R}$ である。平日は 9 時から 22 時(土曜日、日曜日及び休日は 11 時から 17 時)まで開館している。令和 3 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書  $291,217\,\mathrm{m}$ 、学術雑誌  $4,637\,\mathrm{種}$ 、電子ジャーナル  $7,700\,\mathrm{種}$ である。

自主的学習環境については、別紙様式4-1-6のとおり、学生ホール、POTATO と呼ばれる机、 椅子、ソファーが配置されている場所、閲覧席等が整備され、利用されている。

# 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準4-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、なんでも相談窓口、保健管理センター、プレイスメントプラザを設置し、別紙様式4-2-1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント等人権侵害防止等規則、ハラスメント等人権侵害対策委員会規程、ハラスメント等人権侵害相談受付窓口細則等に基づき、各学系の教員男女各1人、各附属学校教員各2人、事務系職員若干人、その他学長が指名する者若干人が相談窓口となり、ハラスメント等人権侵害対策委員会と連携し必要に応じて調査委員会を設置する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

46 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、活動のベースとして、大学会館集会室及び課外活動共用施設の整備をし、また、課外活動援助費として運

営資金の提供や、課外活動団体からの要望を聴取し、消耗品等の物的な支援等を行っている。また、 上越教育大学後援会が課外活動援助費として運営資金を提供している。令和2年度には約180万円 を提供している。

留学生への生活支援等は、国際交流推進センターを設置し、チューターを配置し、日本語補講科目を開講するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、障害学生支援室の設置、障害学生支援連絡会議の開催、総合学生支援室の設置等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度の設置、 入学料や授業料の免除、寄宿舎の整備等を行っている。

# 領域5 学生の受入に関する基準

#### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、学部及び研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。なお、学校教育研究科修士課程及び専門職学位課程において、自己評価書提出時点には、学生に求める資質、能力をどのような評価方法で評価するのかが明示されていなかったが、令和3年11月までに明示している。

# 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。 実施体制については、入学試験委員会を置いている。

入学試験委員会において学部入試改革の検討等を行っており、一般選抜(前期日程)では、集団 面接を新たに課すなどの改善を行っている。

# 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

· 学校教育学部: 1.05 倍

なお、学校教育研究科は、令和元年度に課程ごとの入学定員が変更されているため、令和元年度 から令和3年度の3年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

「修士課程]

·学校教育研究科:学校教育専攻 0.92 倍

「専門職学位課程]

• 学校教育研究科: 教育実践高度化専攻 0.66 倍

# 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

#### 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

# 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価(4年目終了時)の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果(以下「現況分析結果」という。)を含め、分析した結果、以下のとおりである。

学部及び研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

# 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

学部及び研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、学校教育研究科修士課程及び専門職学位課程において、自己評価書提出時点では、③学習成果の評価の方針の記載が十分に明確ではなかったが、令和3年11月までに明確なものとしている。

# 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、 体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6−3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

学部及び研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、 認定に関する規定を法令に従い学則で定めている。

大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

# 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用され

#### ていること

# 【評価結果】 基準6-4を満たしている。

# 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週であり、学部及び研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたる。

学部及び研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び 内容が学生に対してシラバスによって明示されることとしている。ただし、自己評価書提出時点に おいては、点検の内容及び方法について不十分な点があったことから、次年度のシラバスの点検の 内容、方法及びスケジュールの改善を令和3年11月までに行っている。

学部及び研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

## 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。 ■ を

# 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

学部及び研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を 整えている。

# 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6−6を満たしている。

# 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

学部及び研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

学部及び研究科において、自己評価書提出時点では、成績評価に関する質問や疑問がある場合に

は、授業科目担当教員への質問を経た後、疑問が解消されない場合に教務委員会に申し立てると定められていたが、令和3年11月までに成績評価に関する異議は直接、教務委員会に申し立てるという内容の改正を行っている。

# 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

学部及び研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業(修了)要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

学部及び研究科における卒業(修了)の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

# 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6−8を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限 $\times$ 1.5」年内卒業(修了)率は、別紙様式 6-8-1 のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式 6-8-2 のとおりであり、学部及び研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。